

農業制度資金一覧

【運転資金】

資金名	借入者	資金主要メニュー	融資機関	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	備考
農業経営改善促進資金(新スーパーS資金)	・認定農業者 ・六次産業化法認定者	・肉用素畜等の購入費 ・飼料代・雇用労賃等 ・地代、機械等のリース代 等	JA 農林中金 銀行等	極度額の上限(極度貸付方式) (1)認定農業者 個人 2,000万円(畜産) 法人 8,000万円(畜産) (2)六次産業化法認定者 個人4,000万円(畜産) 法人1億6,000万円(畜産)	1.5%(変動金利) (平成25年7月19日現在)	1年以内	・農業信用基金協会による債務保証:有 (銀行等を除く) ・極度借入方式の当座貸越又は手形貸付が一般的
セーフティーネット資金(農業)	・認定農業者 ・主業農業者等	・不慮の災害や社会的・経済的な環境変化などで売上げが減少し、資金繰りに支障をきたしている者に対する資材費、労務費等の長期運転資金	日本政策金融公庫	600万円 (特認一年間経営費等の3/12(6/12)又は粗収益の3/12(6/12)に相当するいずれか低い額)	0.55~0.75%	10年(3年)以内	(用件) ・台風、地震等の被害を受けた者 ・家畜疾病の発生により経済的影響を受けた者 ・社会的又は経済的な環境の変化により経営状況が一定程度悪化した者(平成26年3月までの措置)
家畜疾病経営維持資金	・家畜伝染病等の発生に伴い、家畜の殺処分を受けた者 ・家畜伝染病等の発生に伴い、家畜の移動制限等により経営維持が困難となった者 ・家畜伝染病等の発生に伴い、風評等により深刻な経済的影響を受けた者	・経営再開資金 左の対象者が経営の再開に必要な経営資金	JA等民間金融機関	個人 2000万円 法人 8000万円 (口蹄疫の場合は頭当たりの特認設定)	1.125%	5年(2年)以内	(対象家畜伝染病) ・TSE、鳥インフルエンザ、豚コレラ、口蹄疫
		・経営継続資金 左の対象者の経営資金		1頭・100羽当たりの限度額設定	1.125%	3年(1年)以内	(対象家畜伝染病) ・TSE、鳥インフルエンザ、豚コレラ、口蹄疫
		・経営維持資金 左の対象者の経営資金		1頭・100羽当たりの限度額設定	1%	3年(1年)以内	(対象家畜伝染病) ・鳥インフルエンザ

【施設等資金】

資金名	借入者	資金主要メニュー	融資機関	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	備考
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	・認定農業者	農業経営改善計画の達成に必要な長期資金 (1)農地の取得等 (2)農地の改良等 (3)農業用施設、機械の取得等 (4)農産物加工処理、販売施設の取得等 (5)借地権の取得等 (6)家畜の導入等経営改善に必要な長期資金 (7)負債の整理等経営安定に必要な長期資金	日本政策金融公庫	個人 3億円(特認6億円) 法人 10億円	一般融資 0.50%(当初15年間) 0.95~1.00%(16年目以降25年以下) 人・農地プラン適用融資 0%(当初5年間) (平成25年12月20日現在)	25年以内 (10年以内)	・農業信用基金協会による債務保証:有 (JA転貸の場合) ・詳しくは、日本政策金融公庫神戸支店または農林(水産)振興事務所農政振興課まで
農業近代化資金	・認定農業者 ・主業農家等の担い手 ・集落営農組織 ・主として担い手で構成される団体 ・JA ・JA連合会等	・農舎等の改良、造成または取得に必要な資金 ・農機具等の取得に要する資金 ・果樹等の植栽または育成に要する資金 ・家畜の購入または育成に要する資金 ・小規模の農地または牧野の改良または造成に必要な資金 ・長期運転資金 ・農村環境整備施設の改良、造成または取得に必要な資金 (注) 認定農業者以外の場合、対象とならないもの	JA 県信農連 農林中金 銀行等	・個人施設資金1,800万円(特認2億円) ・共同利用施設資金 15億円 ・特別の理由があり、農林水産大臣が承認したときは、その額 ※ただし、認定農業者にあつては個人1,800万円、法人3,600万円 ・上記の貸付限度額又は事業費の80%(認定農業者及び集落営農組織は100%)のいずれか低い額	0.50~1.00% (平成25年12月20日現在) 無利子化措置0.00%(当初5年間)	7~20年 (2~7年)以内	・農業信用基金協会による債務保証:有 (JA転貸の場合) 詳しくは、JAまたは農林(水産)振興事務所農政振興課まで

【負債対策】

資金名	借入者	資金主要メニュー	融資機関	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	備考
経営体育成強化資金	・主業農業者等	前向き投資 農地等の取得・改良等、施設機械の造成・取得、家畜の購入育成費 償還負担の軽減 ・再建整備 制度資金以外の負債整理 ・償還円滑化 経営改善計画期間中の既往借入制度資金等の5年間(特認10年間)分の支払金の借換	日本政策金融公庫	負債整理部分の貸付限度(再建整備) 個人 1000万円(特認1750万円) 法人 4000万円 (償還円滑化) 対象借換支払金の合計額	1%	25年(据置3年)	・制度資金の負債の整理が必要で、前向き投資も必要な場合に一体的対応が可能

【負債対策】

資金名	借入者	資金主要メニュー	融資機関	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	備考
大家畜・養豚特別支援資金	・継続的な経営改善指導の対象者	・経営改善資金 大家畜・養豚経営によって生じた負債の約定償還額の借換 ・経営継承資金 親等が後継者に経営を継承する場合、既往負債の必要額を一括して借換	JA等民間金融機関	(経営改善資金) ・毎年の約定償還金 ・最終年は対象資金負債残高(経営継承資金) ・借換対象負債残高	1%	【大家畜】 ・一般:15年(据置3年)以内 ・特認・経営継承:25年(据置5年)以内 【養豚】 ・一般:7年(据置3年)以内 ・特認・経営継承:15年以内(据置5年)以内	・対策期間はH25～29年度 ・貸付日は毎年度原則として5月31日及び11月30日 ・経営の種類ごとに飼養頭数規模の要件あり
畜産経営維持緊急支援資金	・継続的な経営改善指導の対象者	大家畜・養豚経営によって生じた負債の約定償還額の借換	JA等民間金融機関	・借換対象負債残高	1%	【大家畜】 25年(据置5年)以内 【養豚】 15年(据置5年)以内	・対策期間はH25～26年度 ・貸付日は毎年度原則として5月31日、8月31日、11月30日、2月28日 ・貸付当初2年間は無利子 ・経営の種類ごとに飼養頭数規模の要件あり
農業経営負担軽減支援資金	・主業農業者等	・営農負債の借換	JA等民間金融機関	・営農負債の残高	1%	10年・特認は15年(据置3年)以内	・全ての営農部門が対象 ・制度資金については、貸付利率が5%を超えるものが対象

【兵庫県独自の資金】

資金名	借入者	貸付対象	融資機関	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	備考
美しい村づくり資金	農業者 農業者の組織する団体等	・農業生産の基盤強化のための施設の整備 ・農地等の取得または造成 ・営農活動に必要な運転資金 ・農村の活性化のための施設の整備 ・都市との交流を通じ、農山村を活性化させるための施設整備 ・天災による被害を受けた農業者の災害復旧にかかる運転・設備資金 ・知事が必要と認める資金	JA、県信農連	個人:1,000万円 団体:2,000万円 上記の貸付限度額又は事業費の80%のいずれか低い額	0.50～1.00% (平成25年8月21日現在)	5～15年(1～2年)以内	・農業信用基金協会による債務保証:有 ・詳しくは、JA等金融機関または農林(水産)振興事務所農政振興課まで
食の安全・安心確保資金	農漁業者 農漁業者で構成される団体	農漁業者が行うすべての農畜水産物に係る生産、加工、流通、廃棄・リサイクルの各段階において、安全管理上必要とする機器、資材その他の費用に充てるのに必要と認められる資金(下表は一例) 生産段階: 減農薬・減化学肥料栽培関連施設、温度管理(空調)施設、土づくりのための費用 加工段階: 手洗い・消毒設備、温度管理装置、保冷施設、遮光施設、残留農薬簡易分析器等の購入費用 流通段階: トレーサビリティシステム関連費用 廃棄・リサイクル段階: 農薬廃棄物処理に必要な費用	JA、県信農連	2,000万円又は事業費の80%のいずれか低い額	0.50% (平成25年8月21日現在)	10年(2年)以内	・農業信用基金協会による債務保証:有 ・詳しくは、JA等金融機関または農林(水産)振興事務所農政振興課まで
市民農園資金	農業者 農業者の組織する団体	市民農園を整備するのに必要な次の費用(規模拡大、改良を含む) (1)施設用地の取得・造成費用(農地賃借の場合、その費用も含む) (2)施設整備費用 ・農地整備、通路整備 ・管理施設、駐車場、便所、案内所、休養施設、更衣施設等の付帯施設 (3)その他必要と認められる費用	JA、県信農連	2,000万円又は事業費の80%のいずれか低い額	0.50% (平成25年8月21日現在)	15年(2年)以内	・農業信用基金協会による債務保証:有 ・詳しくは、JA等金融機関または農林(水産)振興事務所農政振興課まで